



長野県訓令第1号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

長野県職員服務規程（昭和40年長野県訓令第16号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月14日

長野県知事 阿部 守一

第13条の次に次の1条を加える。

（写真の収集及び管理）

第13条の2 人事課長は、人事管理に係る事務の処理に必要な範囲内で職員の写真を収集し、適切に管理を行うものとする。

様式第4号の2を次のように改める。

（様式第4号の2）（第12条の2関係）

 長野県
（部署名）
（所属名）
（姓）

（備考）現地機関の職員については、部署名を付さない。また、管理又は監督の地位にある職員については、原則として所属名とともに職名を明記すること。

人事課